

令和5年5月9日

保護者及び関係者各位

帝京安積高等学校長

5類感染症へ移行後の学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

新緑の候、保護者及び関係者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

さて、5月8日以降新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行することとなり、その対策等について福島県総務部私学・法人課より通知がまいりました。本校では下記のとおり対応をして参りますので、一層のご理解とご協力をお願い致します。

記

1：令和5年5月8日（月）からの対応

① 出席停止期間について

「発症した後最短5日間は出席停止とし、5日目に症状がある場合は、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止」とする。無症状の感染者に対する出席停止期間については、検査した日から5日を経過するまで出席停止とする。

② 濃厚接触者としての特定はおこなわれないことにより、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合においても、感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止にはならない。（欠席扱いとする）

③ 出席停止扱いになった生徒は出校後、出席停止届を提出して下さい。出席停止届には病院を受診したことの証明として、生徒氏名・受診月日の分かるもの（病院からの領収書や薬の説明書写しなど）を裏面に添付して提出して下さい。なお、医師による許可書や診断書等の提出はありません。

2：学校における衛生管理マニュアル（2023/5/8）の活用

① 平時から求められる感染症対策について

【マスクの取り扱い】

・生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし登下校時等において、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面や体調不良時は、マスクを着用することを推奨する。

【生徒の健康観察】

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼びかけを行う。
・健康状態の把握を目的に家庭との連携をとる。（体温チェック等の提出は不要）

【換気の確保】

・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けることで常時換気に努める。また常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開し換気を行う。

【手指衛生・咳エチケット】

・外から教室等に入る時、トイレの後、屋食の前後など、こまめに流水と石鹸で丁寧に洗う。手指用の消毒液は手洗いができない際に、補助的に用いる。
・咳、くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや袖、肘の内側などを使い口や鼻を押さえ、飛沫が飛ばないように注意する。

担当：教頭・養護教諭 024-941-7755